

米国の対中追加関税の 最新状況

第2弾の対中追加関税リストを確定 8月23日より適用開始へ

EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したすべてアラートは、下記サイトからご覧になれます。

<https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html>

2018年8月7日、米通商代表部(United States Trade Representative、以下「USTR」)は25%の追加関税の対象となる総額160億米ドル相当の中国製品279品目(以下「リスト2」)の最終リストを公開し、当該追加関税を8月23日から適用すると発表しました¹。リスト2の対象品目は今年6月に発表された当初は284品目が含まれていましたが、パブリックコメントを経て下記の5品目を除く279品目となりました。

追加関税の対象リストから除外された5品目

- ▶ 輸送コンテナ(8609.00.00)
- ▶ 浮きドック(8905.90.10)
- ▶ ひき割り機、薄切り機及び削り機(8465.96.00)
- ▶ ミクロトーム(9027.90.20)
- ▶ アルギン酸(3913.10.00)

リスト2には、第39類のプラスチック類、第84類の機械類、そして第85類の電子機械や機材類が多く含まれています²。7月6日発動された追加関税同様に、近々適用除外申請手続きが発表されるものと思われます³。

中国は、リスト2の対抗措置として8月23日付で総額160億米ドル相当の米国製品に対し追加関税を発動する方針を明確にしています。対象品目は当初6月に発表された114品目から333品目へ拡大されました⁴。報復関税の影響を受ける米国の輸入品の合計額は変わらないものの、中国が改訂したリストからは原油が削除され、魚粉、紙、木、金属くず、そしてさまざまな自転車や車などの製品が新しくリストに入っています⁵。

米国による第三弾の追加関税リスト発表と中国の反応

USTRは、今回の160億米ドル相当の追加関税に次ぐ第三弾の措置として、ですに2,000億米ドル相当の中国原産品6,031品目のリスト(リスト3)を発表しています。リスト3については、当初10%の追加関税を課す予定でしたが、トランプ米大統領の指示で、追加関税をリスト1と2同様に25%に引き上げることが検討されています。現在リスト3についてパブリックコメントが募集されているところ、25%への引上げの可能性を受け、USTRはコメント提出期限を8月17日から9月6日まで、公聴会出席申込み期限を7月27日から8月13日まで延長しました⁶。リスト3はパブリックコメントを経て、10月中旬に導入される見込みとなっています。

2018年8月3日、中国はリスト3に対する対抗措置として600億米ドル相当の米国製品5,207品目を含むリストを発表しました。これらの物品には5%、10%、20%、又は25%の追加関税が課されます⁷。リストは確定されていないものの、米国のリスト3と同時に発動になると考えられます。中国が発表した追加関税が影響を及ぼす主な物品は下記の通りです。

類	内容	品目数
84	原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品	734
85	電子機械及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品	459
29	有機化学物質	344
28	無機化学物質及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物	220
90	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品	208
72	鉄鋼	159
73	鉄鋼製品	136
39	プラスチック及びその製品	132
62	衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く)	120
44	木材及びその製品並びに木炭	109
	その他	2,586
	合計	5,207

まとめと企業に求められる対策

米中がこれまで発表した関税の動きのまとめは下記の通りです。

国	リスト名	品目数	追加関税率	輸入額(米ドル)	発動日
米国	リスト1	818	25%	340億	2018年7月6日
	リスト2	279	25%	160億	2018年8月23日
	リスト3	6,031	25%	2,000億	10月中旬見込み
中国	リスト1	545	25%	340億	2018年7月6日
	リスト2	114	未定	160億	2018年8月23日見込み
	リスト3	5,207	5%、10%、20%又は25%	600億	10月中旬見込み

2,500億米ドル相当の中国製品7,000品目、そして1,100億米ドル相当の米国製品6,000品目に対し報復関税が発動又は提案され、これからも対象物品が増えていくと考えられます。これを受け、企業は調達先の変更、関税プランニング、関税評価額の最小化戦略を導入するなどの影響軽減策の検討が早急に必要です。

企業に求められる対応

輸入者は、中国から輸入する物品が対象品目に含まれているかどうかを確認する必要があります。又、製造者・流通者・消費者を含む関係者も、追加関税による影響を受ける場合は、サプライチェーン全体を把握して、影響を受ける製品の範囲、潜在的成本、代替的な調達先を十分に理解し、影響を軽減できるかを検討するとともに、第2のリストについてはこれから発表される適用除外申請、第3のリストについては9月6日までのコメント提出も検討することが求められます。米国製品を中国に輸出又は輸入する企業も同様に、関係製品を見直して中国の対抗措置の対象品目に含まれているかどうかを確認する必要があります。

最新の米国の措置から明らかなように、状況は非常に流動的です。米国又は中国における追加関税の対象となる製品のリストは、さらに変更又は拡大される可能性があります。米国と中国の貿易に携わる企業は、追加関税の潜在的な影響を特定し、関税節減策を設定することが重要です。企業が今すぐ実行できる対応策には以下が挙げられます。

- ▶ 影響を受ける製品の範囲、潜在的なコスト、及び代替的な調達先を十分に理解し、関税プランニングなど、影響を軽減できる可能性を見極めるため、自社のサプライチェーン全体を把握する。

- ▶ 保税倉庫、自由貿易地域 (FTZ)、代替関税還付制度 (substitution drawback)、米国関税率表 (HTSUS) 第98 類及び中国の関税法令上同様のプログラムなど、追加関税の繰延、削減又は還付のための戦略を特定する。
- ▶ 追加関税の対象となる輸入品について、関税評価額のプランニング (移転価格に関するアプローチの見直し、米国に輸入する物品についてはファーストセールの活用など) を検討する。

巻末注

1. 詳しくは2018年8月7日付USTR声明、*USTR Issues Tariffs on Chinese Products in Response to Unfair Trade Practices* (USTRは中国による不適正な通商行為に対し中国製品に関税を賦課)を参照
2. 詳しいリストについては <https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/Final%20Second%20Tranche.pdf> を参照
3. 2018年7月6日付USTR措置告知、*Procedures to Consider Requests for Exclusion of Particular Products from the Determination of Action Pursuant to Section 301: China's Acts, Policies, and Practices Related to Technology Transfer, Intellectual Property, and Innovation* (301条に基づく措置から特定製品の適用除外申請手続き、技術移転、知的財産、革新に関する中国の措置・政策・行為)を参照
4. 2018年8月8日付中国商務部声明「160億米ドル相当の米国製品に対する関税に関する国務院関税税則委員会の発表」を参照
5. 詳しいリストについては <http://gss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201808/P020180808696052416638.pdf> を参照
6. 2018年8月7日付連邦官報告示、*Extension of Public Comment Period Concerning Proposed Modification of Action Pursuant to Section 301: China's Acts, Policies, and Practices Related to Technology Transfer, Intellectual Property, and Innovation* (301条に基づく措置の変更提案に関するパブリックコメント期間の延長 技術移転、知的財産、革新に関する中国の措置・政策・行為)を参照
7. 2018年8月3日付中国商務部政策発表「特定米国製品 (第2弾) に対する関税に関する国務院関税税則委員会の発表」を参照

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

大平 洋一
原岡 由美

パートナー
アソシエート パートナー

yoichi.ohira@jp.ey.com
yumi.haraoka@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンド コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出しています。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20180823

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp